

5. 新時代に対応した高等学校改革の推進

(前年度予算額	876 百万円)
令和 5 年度要求・要望額	1,035 百万円

1. 要 旨

少子化の進行や高校生の多様化、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の進展の加速度が高まる社会を見据え、探究・STEAM 教育や特色ある文理融合的な学びの実現、今後の社会に望まれるデジタル人材の育成、最先端の職業人材育成のさらなる推進を図るため、新時代に対応した高等学校教育改革に向けた取組を支援する。

2. 内 容

(1) 新時代に対応した高等学校改革推進事業

297 百万円（206 百万円）

令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を推進し、探究・STEAM 教育や特色・魅力ある文理融合的な学び、今後の社会に望まれるデジタル人材育成等を実現するため、令和 4 年度から設置が可能となった新しい普通科の設置を予定している学校の取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

(2) マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）

289 百万円（250 百万円）

デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、産業構造・仕事内容は急速かつ絶えず革新しており、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、こうした革新の流れは一層急激になっていくことが予見される。このため、成長産業化を図る産業界と専門高校が一体となり、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成をさらに推進し、専門高校の職業人材育成の抜本的改革を図る。

(3) WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

256 百万円（232 百万円）

Society5.0 をリードし、SDGs の達成を牽引するイノベーティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

(4) 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

115 百万円 (56 百万円)

高等学校においては、多様な背景を持つ生徒が在籍し、多様な学習ニーズに応じた、ICT を効果的に活用した学び等、新時代の学びの充実が求められていることから、調査や実証研究により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

**(5) 地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業
(CORE ハイスクール・ネットワーク構想)**

78 百万円 (78 百万円)

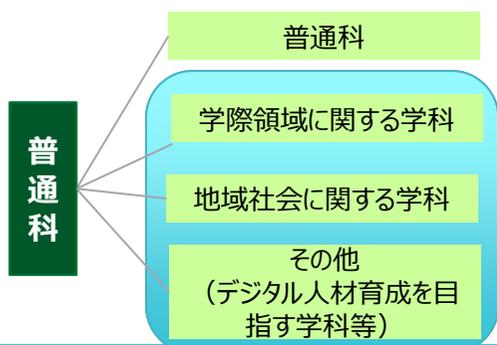
中山間地域や離島等に立地する通学可能な唯一の高等学校においても質の高い教育を実施するため、複数の高等学校の教育課程の共通化や ICT 機器を最大限に活用した遠隔授業の実施などにより、大学進学から就職までの生徒の進路希望に応じた多様な教科・科目の開設や習熟度別指導を実現するとともに、持続可能な地方創生の核としての高等学校の機能強化を図る。

令和3年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を推進し、探究・STEAM教育、特色・魅力ある文理融合的な学び、今後の社会に望まれるデジタル人材育成等を実現するため、令和4年度から設置が可能となった新しい普通科の設置を予定している学校の取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

事業内容

① 普通科改革支援事業

令和4年度より設置が可能となった新しい普通科を設置する予定の高等学校等に対し、関係機関等との連携協力体制の整備や、コーディネーターの配置などの支援を行い、新学科設置の取組を推進することで、探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学びを実現する。



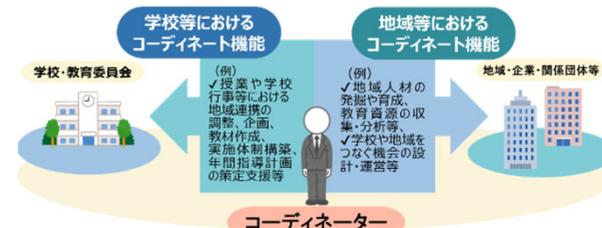
② 創造的教育方法実践プログラム

教科等横断的な学びの実現による資質・能力の育成、デジタル人材育成を目指し、遠隔・オンライン教育（質の高い通信教育を含む。）を活用した新たな方法による学びを実現する。(1) Society 5.0の実現に向けた最先端の技術を活用した学び、(2) 自らの興味関心に応じた探究的な学びに着目し、同一設置者の学校間のみでなく、他地域における大学や研究機関、国際機関等の関係機関からの同時双方向型の授業を取り入れたカリキュラム開発を行い、新しい時代の学びを創造する。



③ 高校コーディネーター 全国プラットフォーム構築事業 (PDCAサイクルの構築)

高校と地域、関係団体等をつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームを構築する。プラットフォームにおいては、コーディネーター人材やコーディネーターを受け入れる学校に対する研修を行うとともに、コーディネーター間の情報共有を促す場を創出することで、コーディネーターが持続的効果的に活躍できるようにするとともに、成果指標の検証による高等学校改革のPDCAサイクルの構築を図る。



対象
校種

国公立の高等学校

委託先

①②学校設置者 ③民間団体等

箇所数
単価
補助率

①40校（継続校分を含む）5,600千円／1校
②9校（継続校分を含む）6,000千円／1校
③1団体 30,000千円／1団体

委託
対象経費

①新学科の設置に必要な経費
②新たな教育方法を用いた学びに必要な経費
③プラットフォームの構築や成果検証に必要な経費

背景・課題

- 第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、**産業構造・仕事の内容は急速かつ絶えず革新**。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、DX, IoTの進展の加速度がさらに高まり、**革新の流れは一層急激**に。
- こうした中、地域産業の人材育成の核となる専門高校の社会的要請として、**産業構造・仕事の内容の絶え間ない変化に即応した職業人材育成**が求められる。

●デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）より抜粋

（中略）専門高校（農業高校、工業高校、商業高校等）において、地方公共団体や産業界等と連携・協働した実践的な職業教育を推進することで、地域経済の活性化を担う人材養成に果たす役割を強化する。

事業内容

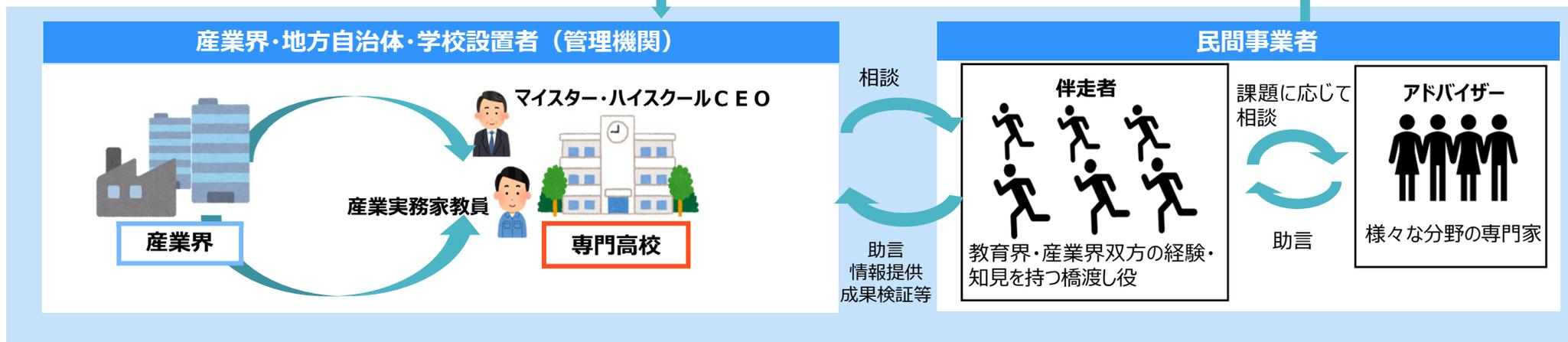
●研究開発校（マイスター・ハイスクール）指定

- 「マイスター・ハイスクール」を指定し、**産業界他関係者一体となったカリキュラム刷新・実践**（コース、学科改編等）
 - **マイスター・ハイスクールCEO**を企業等から採用し学校の管理職としてマネジメント
 - 企業等の**技術者・研究者等を教員として採用**
 - **企業等での授業・実習を多数実施**、企業等の施設・設備の共同利用
 - **専攻科設置や高専化、大学連携等の一貫教育課程導入等の抜本的な改革** 等
- 【件数：19箇所（継続15箇所含む）】 【委託先：学校設置者、地方公共団体、民間事業者等】

●マイスター・ハイスクールにおけるPDCAサイクル構築

- 「マイスター・ハイスクール」におけるカリキュラム開発等の取組について、第三者機関が**指導助言や成果の検証、PDCAサイクル構築、事業指定終了後の自走に向けた支援**を行う
- 【件数：1箇所】 【委託先：民間事業者】

事業指定終了後の自走に向けた支援



●専門学科デジタルコンテンツの充実

●専門高校の取組発信による魅力向上

産業界等と一体となった専門高校改革を推進するとともに、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材を育成

WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業

事業概要

Society5.0をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等とが協働し、高校生が主体となり、**海外をフィールドにグローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現**するカリキュラムを開発。
- ◆ これまで訪問できなかった国の高校生や大学生等との**オンライン海外フィールドワーク**など、**世界規模で生じた豊かなオンライン環境を駆使したカリキュラム開発**。
- ◆ **大学等と連携した大学教育の先取り履修** (カリキュラム開発) により、高度かつ多様な科目等の学習プログラム/コースを開発。
- ◆ 学習を希望する高校生へ高度な学びを提供するため、拠点校間及び関係機関との連携の上、**個別最適な学習環境を構築**。
- ◆ イノベティブなグローバル人材育成に関心のある高校がグローバルな課題探究成果を共有するための**ミニフォーラムの開催**。

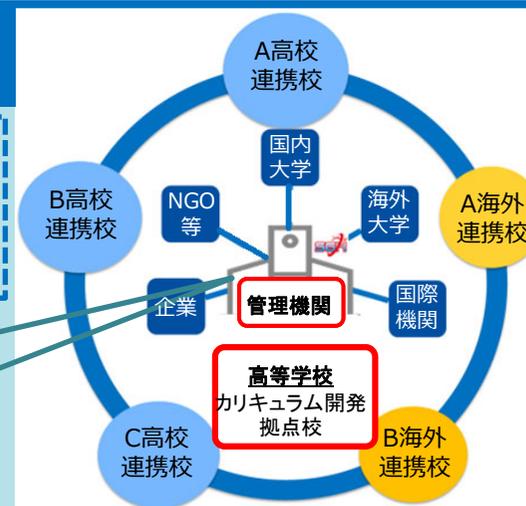
AL (アドバンスド・ラーニング) ネットワーク イメージ図

ALネットワーク

海外フィールドワークや国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう国内外の連携機関とのネットワークを形成

管理機関

高等学校と連携機関をつなぎ、カリキュラムを研究開発する人材 (カリキュラム・アドバイザー) 等の配置



WWLコンソーシアム

高校や国の枠を超えて、高校生に高度な学びを提供するAL (アドバンスド・ラーニング) ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築へとつなげる。

対象校種

国公立の高等学校及び中高一貫教育校

委託先

管理機関 (都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人) 等

箇所数 単価 期間

- カリキュラム開発: 15拠点 (継続11 + 新規4)
870万円程度/拠点・年、原則3年
- 個別最適な学習環境の構築: 10拠点 (継続5 + 新規5)
660万円程度/拠点・年、原則3年

委託対象経費

- カリキュラム開発に必要な経費 (海外研修旅費、謝金、借損料、国際会議経費等)
- 個別最適な学習環境の構築に必要な経費 (連携交渉旅費、謝金、ウェブサイト構築経費、委員会経費等)

高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和5年度要求・要望額 1.2億円
 (前年度予算額 0.6億円)



文部科学省

高等学校においては、多様な背景を持つ生徒が在籍し、多様な学習ニーズに応じた、ICTを効果的に活用した学び等、新時代の学びの充実が求められていることから、調査や実証研究により、高等学校における教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

①多様な生徒が学ぶ高等学校の状況等に係る調査

通学型高校での多様な背景を抱える生徒の受入等に関する課題や工夫に関する調査や、「高校生のための学びの基礎診断」等を活用した高等学校教育におけるPDCAサイクルを確立するための調査を実施し、多様な学びの在り方や質の確保についての研究を行う。



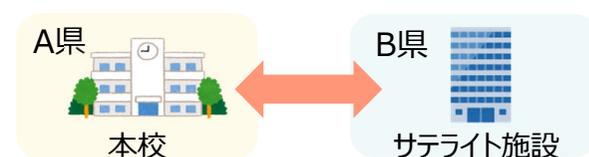
②多様性に応じた新時代の学びの充実支援事業

多様な高等学校制度を生かし、多様な生徒に応じて卒業後の進路を見据えた学習プログラムモデルを検討するとともに、多様な学習ニーズに応じICTを効果的に活用した指導・評価方法等の実証研究（通信制高校における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現に向けたものを含む）を行う。



③広域通信制高校の質保証

所轄庁による広域通信制高校への指導監督の実態を分析するとともに、主体的な点検調査の在り方について、調査研究を行う。また、都道府県の区域を越えて活動するサテライト施設を含む広域通信制高校への所轄庁による適切な指導監督を促進するため、情報共有を行うホームページの作成やアドバイザーの派遣支援等、サテライト施設を含む広域通信制高校の質担保のための都道府県間プラットフォームを構築・運営する。



対象校種

国公立の高等学校等

委託先

- ①・③民間企業等
- ②国公立の高等学校等

箇所数単価等

- ① 2箇所 年間620万円・760万円
- ② 10箇所 年間430万円/箇所
- ③ 2箇所 年間820万円・4,300万円

委託対象経費

- ①各種調査に必要な経費
- ②カリキュラム開発等に必要な経費
- ③点検調査やプラットフォーム構築等に必要な経費

COREハイスクール・ネットワーク構想

令和5年度要求・要望額 0.8億円
 (前年度予算額 0.8億円)



地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築：COllaborative REgional High-school Network

背景 ・ 課題

- **中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校**においては、地域唯一の高等学校として、大学進学から就職までの**多様な進路希望に応じた教育・支援を行うことが必要**であるが、教職員数が限定的であり、生徒のニーズに応じた**多様な科目開設や習熟度別指導が困難**。
 → **複数の高等学校の教育課程の共通化やICT機器の最大限の活用**により、中山間地域や離島等の高等学校においても**生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援**を可能とする高等学校教育を実現し、**持続的な地方創生の核としての機能強化**を図る。

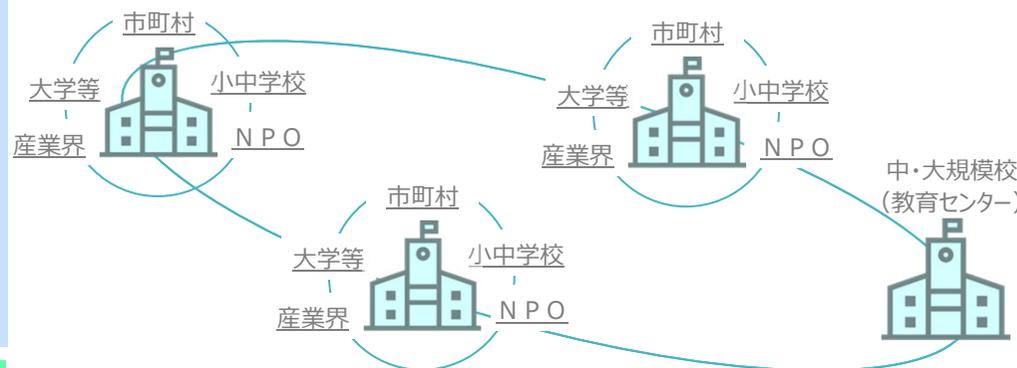
事業内容：中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築

①同時双方向型の遠隔授業などICTも活用した連携・協働

- ⇒自校では受けることのできない授業の受講を可能化
- ⇒免許外教科担任制度の利用解消
 - ◆文部科学省が実施教科や形態に応じた複数の研究テーマを設定し実施

②地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築

- ⇒学校外の教育資源を活用した教育の高度化・多様化
- ⇒地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成



※中・大規模校（教育センター）から複数の高等学校に対する「集中配信方式」の実施も推奨

【事業の検証のための調査研究】

全国展開に向けて、各ネットワークにおける成果・課題を抽出・分析する実証研究を実施

生徒の多様なニーズに応じた質の高い教育実現する高等学校ネットワークのモデルを構築

対象校種	国公立の高等学校・中等教育学校	委託先	学校設置者
箇所数 単価（期間）	13箇所（R3指定） 480万円程度/箇所（原則3年）	委託対象経費	遠隔授業の開発・実施に必要な経費 （人件費、委員旅費、謝金等）

6. 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

(前年度予算額 2,451 百万円)
令和 5 年度要求・要望額 5,801 百万円 + 事項要求

1. 要 旨

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「幼保小の架け橋プログラム」の実施、質を支える体制整備の支援により、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」を実現する。

2. 内 容

(1) 「幼保小の架け橋プログラム」の実施

◆幼保小の架け橋プログラム事業 381 百万円 (181 百万円)

[委託事業者：都道府県、市町村等]

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、全国的な取組の充実と併せて、実施モデル地域において具体的に開発し実践を行い、その成果の検証等を実施する調査研究を行う。また、幼児教育の研究拠点の充実強化に資するよう、研究機関による幼児教育の質保障に係る調査研究を実施する。

◆幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業

52 百万円 (49 百万円)

[委託事業者：都道府県、市町村、大学、幼稚園関係団体等]

幼児教育の更なる質的向上を目指し、幼児教育の重要性等の認識共有等を通じた家庭等との連携強化に関する調査研究や、障害のある幼児や外国人幼児などに対する支援の在り方等の幼児教育に関する様々な課題についての調査研究を実施する。

◆幼児教育の理解・発展推進事業 29 百万円 (29 百万円)

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に基づく活動を着実に実施するため、都道府県において幼児教育に関する専門的な研究協議等を行い、その成果を中央協議会において発表・共有する。また、具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

◆大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

134 百万円 (128 百万円)

[委託事業者：大学等]

質の高い幼児教育・保育の実践の根幹となる優れた人材の確保・定着に向けて、養成校入学前段階からの幼児教育現場の魅力発信、個人のキャリア形成支援や離職者等の復職支援等を効果的に実現していく。

- ◆**幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究** 57 百万円 (57 百万円)
〔委託事業者：研究機関等〕
「幼児教育スタートプラン」の実効性を高めるため、幼児教育の好事例等を収集・蓄積して活用するとともに、小学校や家庭とも共有する。

- ◆**OECD ECEC Network 事業の参加** 11 百万円 (11 百万円)
OECD において計画されている「OECD 国際幼児教育・保育従事者調査」及び「デジタル世界における幼児教育・保育の在り方に関する調査研究」に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得る。
※ECEC：Early Childhood Education and Care

(2) 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

- ◆**幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業**〔補助率 1 / 2〕
392 百万円 (269 百万円)
〔補助事業者：都道府県、市町村〕
公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等により、地域の課題に的確に対応する自治体の幼児教育推進体制の充実・活用への支援を強化する。

(3) 幼児教育の質を支える教育環境の整備

- ◆**教育支援体制整備事業費交付金**〔補助率 1 / 2 等〕
2, 632 百万円 + 事項要求 (1, 250 百万円)
〔補助事業者：都道府県〕
新型コロナウイルス感染症の影響下においても子供たちを安心・安全に育む環境を確保し、子供たちの学びや生活の基盤を支えるため、幼稚園の ICT 環境整備に係る費用や感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品、幼児教育の質の向上に必要な遊具等の購入経費等を支援する。
- ◆**私立幼稚園施設整備費補助**〔補助率 1 / 3 (Is 値 0.3 未満の耐震補強・改築は 1 / 2)〕
2, 113 百万円 + 事項要求 (490 百万円)
〔補助事業者：私立幼稚園の設置者〕
緊急の課題となっている耐震化のための園舎、外壁や天井等の非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、預かり保育への対応や感染症予防の観点からの衛生環境の改善、防犯対策、バリアフリー化等に要する経費の一部を補助する。

※認定こども園施設整備交付金〔補助率 1 / 2〕

〔補助事業者：都道府県〕
こども家庭庁に移管予定であり、予算要求も内閣官房こども家庭庁設立準備室より行う。

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

58億円+事項要求
25億円)



幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「**幼保小の架け橋プログラム**」の実施、**質を支える体制整備の支援**により、**全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」**を実現する。

1 「幼保小の架け橋プログラム」の実施

7億円（5億円）

幼保小接続期の教育の質的向上に向け、**全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**について、**モデル地域における開発・実践とその成果の検証等を実施する調査研究**や、幼児教育の研究拠点の充実強化に資するよう、**研究機関による幼児教育の質保障に係る調査研究**を実施

- | | |
|-----------------------------------------------|------------------------|
| ■ 幼保小の架け橋プログラム事業 | 3.8億円 （1.8億円） |
| ■ 幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業 | 0.5億円 （0.5億円） |
| ■ 幼児教育の理解・発展推進事業 | 0.3億円 （0.3億円） |
| ■ 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業 | 1.3億円 （1.3億円） |
| ■ 幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究 | 0.6億円 （0.6億円） 等 |

2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

4億円（3億円）

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等により、地域の課題に的確に対応する自治体の**幼児教育推進体制の活用支援を強化**

- | | |
|---------------------------------------|------------------|
| ■ 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業 | 4億円 （3億円） |
|---------------------------------------|------------------|

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備

47億円（17億円）

ICT環境整備や**感染症対策**、**施設の耐震化**等、**幼児教育の質を支える教育環境整備を支援**

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| ■ 教育支援体制整備事業費交付金 | 26億円 + 事項要求 （13億円） |
| ■ 私立幼稚園施設整備費補助金 | 21億円 + 事項要求 （5億円） |

※ **認定こども園施設整備交付金**、**私立幼稚園施設整備費補助金**のうち**幼稚園型認定こども園**に対する支援は**こども家庭庁に移管予定**

背景・課題

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で**学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**について、全国的な取組の充実と併せて、実施モデル地域において具体的に開発し実践を行い、その成果の検証等を実施する調査研究を行う。また、幼児教育の研究拠点の充実強化に資するよう、**研究機関による幼児教育の質保障に係る調査研究**を実施

事業内容

①モデル地域における検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」の開発・改善

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、一人一人の多様性に配慮した上で全ての幼児に学びや生活の基盤を育む『**幼保小の架け橋プログラム**』の開発・実践を進める。

接続期の
カリキュラム

モデル地域

※重点的に取り組む幼保小を指定

- ・中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論の成果を踏まえ、接続期のカリキュラムの開発及び取組の評価
- ・接続期のカリキュラムの実施に必要な教材や研修等を開発・実施
- ・園や小学校におけるカリキュラム、指導計画や保育の計画の作成・実施

↑ 実態調査等

モデル地域の成果検証

※研究機関による客観的な成果検証

接続期のカリキュラム等に関する改善事項を整理し、全国展開に向けた提言を行う

(※) 成果普及の在り方に関する調査研究を併せて行う。

幼児教育の質
に関するデータ

②幼児教育の質保障に関する調査研究

教育の質に関するデータに基づき、幼児教育の質の保障を図る必要がある。そのため、**大学等の研究機関のネットワークを強化し、次のような調査研究を一体的に行う。**

- ・幼児期の環境や体験、学びが、その後の非認知能力や認知能力等に与える影響に関する**大規模実態調査**
- ・海外での研究動向も踏まえた**質保障の在り方**に関する調査研究

委託先

- ① 都道府県、市町村
- ② 大学、研究機関等

委託
対象経費

調査研究に必要な経費
(人件費、委員旅費、謝金等)

箇所数
単価、期間

- ① 都道府県 1,400万円 市町村 1,000万円【継続のみ】
(※) については、研究機関等1,700万円 (1団体)
- ② 7,500万円 (1団体)

幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.5億円
0.5億円)



文部科学省

背景・課題

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。幼児教育施設の有する機能を家庭や地域に提供することにより、未就園児も含め、幼児期にふさわしい学びを深めていくことが重要である。そして、幼児教育施設入園後には、幼児教育が今直面している課題に関する指導方法等の充実を図ることにより、幼児が園での活動を通して学びを深めていくことが重要である。

事業内容

子育ての支援や家庭等との連携強化に関する調査研究

都市化、核家族化、少子化、情報化などの社会状況が変化する中で、例えば、家庭や地域社会で幼児が育つ場の不足などの課題が指摘されていることから、未就園児も含め、**幼児教育施設の機能を家庭や地域に提供し、幼児の学びを強化**していくことが求められている。また、「社会に開かれた教育課程」を実現していくためには、**遊びを通した総合的な指導を行う幼児教育の重要性等について、家庭や地域と認識を共有し、意識を高めていくことが必要**である。

こうした要請に応え、子育ての支援や家庭等との連携を強化していくことができるよう、調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・幼児教育施設の機能を生かした子育ての支援の在り方
- ・家庭や地域における幼児教育の質に関する認識についての実態調査
- ・子育ての支援としての3歳未満児の預かり保育に関する実態調査

教育課題に関する調査研究

幼児教育の質の向上や今後の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データ収集のため、幼児教育に関する様々な課題について調査研究を行う。

(研究の視点の例)

- ・障害のある幼児や外国人幼児などに対する支援の在り方
 - ・ICT機器を活用した幼児教育の実践
 - ・幼児教育関係者を対象とした研修の在り方
- 等

対象校種 幼稚園、保育所、認定こども園

委託先 研究機関、大学、都道府県、市町村、幼児教育関係団体 等

箇所数
単価
期間
子育ての支援や家庭等との連携強化
3団体、910万円/箇所、1年
教育課題
8箇所、260万円/箇所、1年

委託
対象経費
調査研究に必要な経費
(人件費、委員旅費、謝金等)

背景・課題

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性が図られており、これらの正しい理解の下、**幼児教育施設が一体となって、幼児に対して適切な指導が行われることが求められている。**

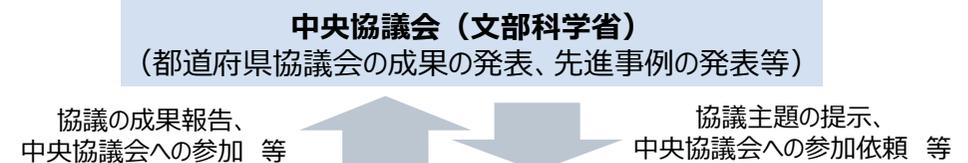
幼児教育施設を取り巻く現状を踏まえ、研究協議会の開催や指導資料等の作成を行い、**先進的な実践や幼保小の架け橋プログラム等の理解を深める。**

事業内容

幼児教育の理解・発展推進事業

各都道府県において、設置者（国公私）や施設類型（幼稚園、保育所、認定こども園）を問わず、自治体の幼児教育担当者や幼稚園教諭、保育士、保育教諭等を対象として、幼保小の架け橋プログラムなど、**幼児教育に関する専門的な研究協議等を行う都道府県協議会を開催する。**

また、都道府県協議会における成果を**中央協議会において発表・共有**することで、さらなる幼児教育の振興・充実を図る。



都道府県協議会（教育委員会）

1. 幼稚園、保育所、認定こども園を対象とした幼稚園教育要領等に関すること
2. 幼保小の架け橋プログラムに関すること

国公立幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、小学校の教職員の参加

幼児教育実施のための指導資料の作成

幼稚園教育要領等に基づく活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

対象校種	幼稚園、保育所、認定こども園
------	----------------

支出先	都道府県 ※幼児教育実施のための指導資料の作成は本省執行
-----	---------------------------------

箇所数	47箇所
単価	50万円/箇所
期間	1年

対象経費	都道府県協議会に必要な経費 (諸謝金、委員等旅費、教職員研修費)
------	-------------------------------------

大学等を通じたキャリア形成支援による 幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

1.3億円
1.3億円)



文部科学省

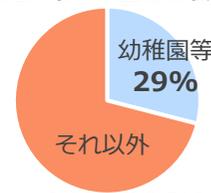
背景・課題

- **幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上の根幹を成す幼稚園教諭等の人材**については、養成校生の多くが他業種へ就職する、平均勤続年数が少ない、離職者の再就職が少ないなど、**人材の需要の高止まりに供給が追い付いていない**。
- このため、より多くの人材が幼児教育の道を志し、継続的に働き続けられる職場環境の中で体系的に資質能力を向上させていけるよう、また、幼稚園教諭免許保有者が円滑に復職できるよう、**総合的なキャリア形成支援の取組を実施する必要がある**。

R1年度 幼稚園教諭
離職者の年齢



R2年度幼稚園教諭
免許取得学生の就職先



※就職人数/免許取得件数

有効求人倍率の推移 (年平均)

	H29	R3
全職種	1.35	1.03
幼稚園教諭	1.66	2.42
保育士	2.47	2.50

事業内容

地域の幼児教育を担う人材を輩出する大学等が拠点となり、**養成校入学前からの幼児教育の現場の魅力発信、学生・卒業生のキャリア形成支援や、離職者が現場に復帰するための支援等**を行う。また、各地域の事例を総合的に分析し、人材確保・定着に係る課題解決に向けた取組として必要な条件等を明らかにすることで、**幼児教育の「職」の魅力の向上**、ひいては人材確保の好循環を生み出すモデルの全国的な普及展開を目指す。

中高生 幼児教育の現場の魅力発信及び職業イメージの形成

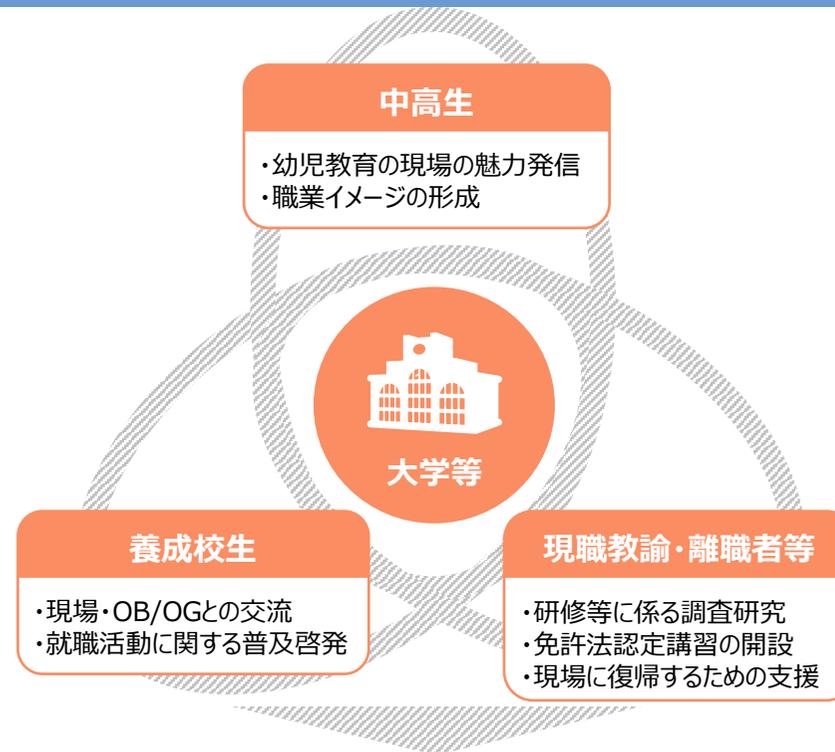
- ・ 幼児教育の現場体験、座談会等を通じた職業イメージの形成
- ・ アカデミックな知見を活用した講演等を通じた幼児教育の重要性及び魅力の発信

養成校生 保育者としてのキャリア観の形成支援及び就職に関する不安感の解消

- ・ ロールモデルを見つけ、なりたい保育者像を形成するための現場・OB/OGとの交流
- ・ ミスマッチ等を防ぐための適切な職業紹介事業の活用方法等に係る普及啓発

現職教諭・離職者等 現職教諭のキャリア形成及び復職に向けた支援

- ・ 体系的な現職研修の確保や教育に集中できる環境整備に関する調査研究
- ・ 大学・教育委員会による免許法認定講習の開設等
- ・ 幼児教育の現場を離れた人が円滑に復帰するための研修の提供



「職」の魅力向上と人材確保の好循環を実現

事業規模

1,000万円 9団体 (1団体が8大学等の事業を総括することを想定)
200万円 16団体 (免許法認定講習の開設等)

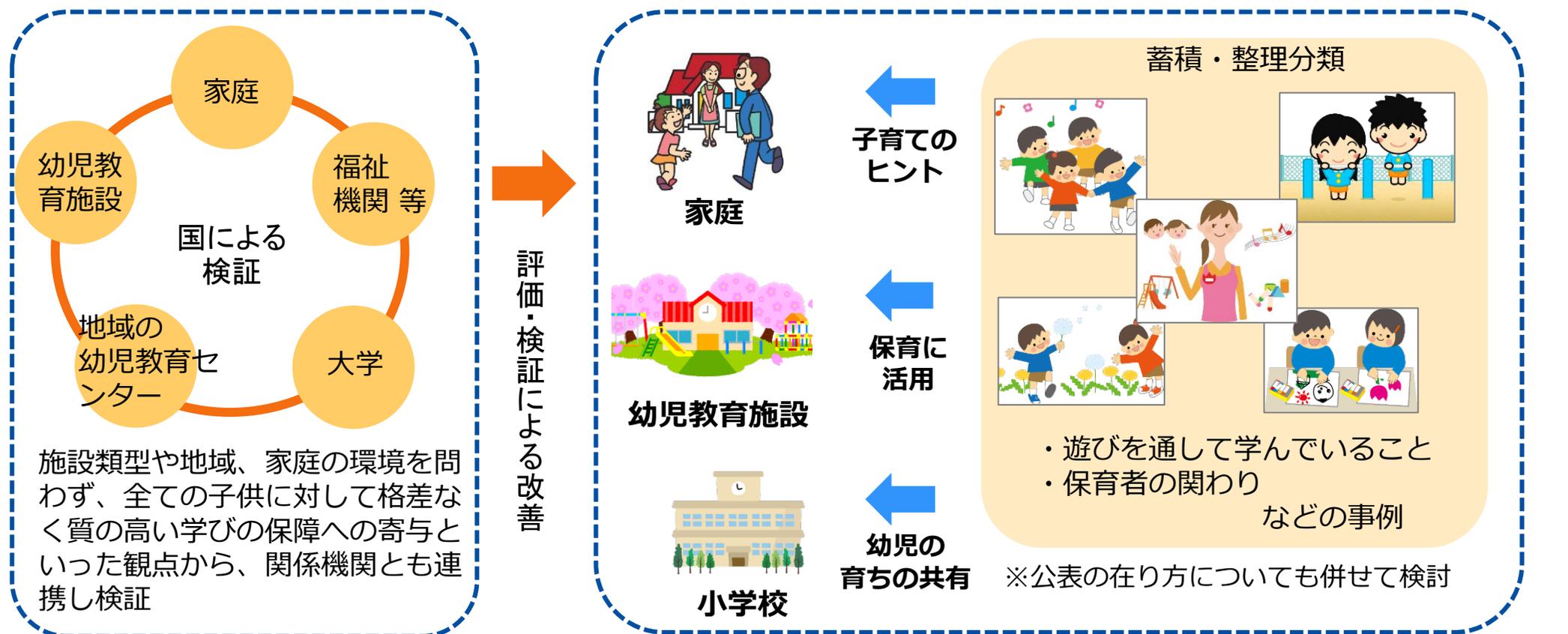
委託先

法人団体、大学等 (自治体等含む)

背景・課題

幼児の多様性に配慮し、幼児の学びや発達を促すような保育の充実を図るとともに、**幼児教育の成果が小学校教育につながる仕組みの構築**が求められている。このため、幼児教育施設における**幼児教育の好事例（データ）**等を**収集・蓄積して活用**するとともに、**小学校や家庭とも共有**する。

事業内容



対象校種 幼稚園、保育所、認定こども園

委託先 研究機関 等

箇所数 事例（データ）収集 5,000万円、1箇所、1年
期間 データ公表の在り方 300万、1箇所、1年

背景・課題

- 質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」の開始、幼児教育・保育の無償化の実施に加えて、令和2年9月のG20教育大臣会合において質の高い幼児教育へのアクセスの重要性が宣言されるなど、**国内外で幼児教育の質に対する関心が高まっている**ところ。
- このため、OECDが実施する国際幼児教育・保育従事者調査等に参加し、**質の高い幼児教育を提供するための基礎データの整備に貢献**するとともに、これらの事業への参加により、**国際比較可能な幼児教育・保育施設の活動実態に関するデータや、各国の好事例**など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることとする。

事業内容

次年度実施の下記の事業に参画し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

OECD国際幼児教育・保育従事者調査

(Starting Strong Teaching and Learning International Survey (TALIS Starting Strong))

勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等に関する**第2期サイクルが2021年から開始**。

第1期調査(2018年)では、日本の保育者の**研修等による専門性向上への意識の高さ**などが明らかになった一方、保育者の**処遇や社会的評価、保育者の不足等**についての課題もあり、調査結果を参考に施策立案に活用。

デジタル世界における幼児教育・保育の在り方に関する調査研究 (Early childhood education and care in a digital world)

デジタルテクノロジーの普及によってもたらされる社会的・経済的变化に対応して、幼児教育・保育が子供たちの学びや発達等を効果的に支援していくための方策等を調査。**2021年から2023年にかけて調査・公表予定**。

過去の参加実績

- **OECD国際幼児教育・保育従事者調査** ※2018年調査
勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を調査。
- **幼児教育の多面的な質に関する調査研究** ※2019～2020年調査
各国における幼児教育の質向上に関する政策について調査し、幼児教育の多面的な質に関する政策フレームワークを作成。
 - ※ 拠出金については、文部科学省、厚生労働省、内閣府で按分して負担。
 - ※ 国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所で負担。

幼児教育推進体制を活用した 地域の幼児教育の質向上強化事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

4億円
3億円)



文部科学省

背景・課題

- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、**公私・施設類型問わず保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進するためには、幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要。**
- また、幼児教育施設の教職員が幼児教育の質向上にしっかり向き合うことができるよう、地域の幼児教育に関する課題に対して的確に対応した保健・福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実を図ることが必要。

事業内容

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、**幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置、外部専門職や自治体の保健、福祉部局との連携等により、地域の課題に的確に対応する自治体の幼児教育推進体制の充実・活用への支援を強化**

体制の
充実

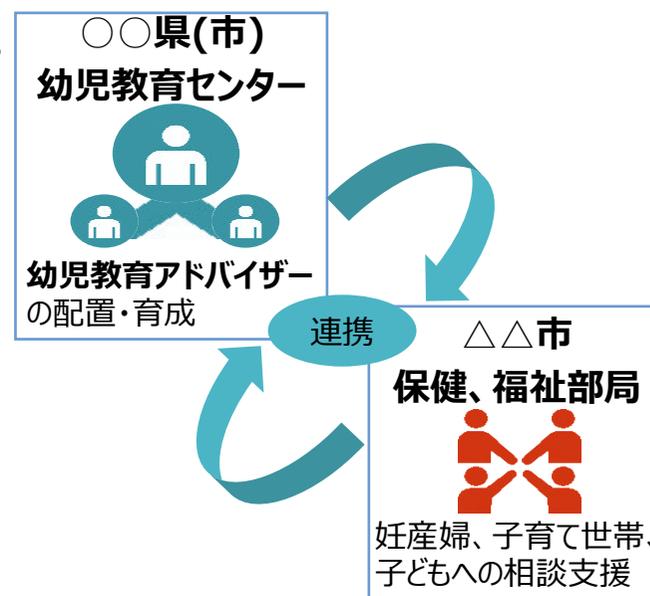
- ・幼児教育アドバイザー（幼保小接続アドバイザー含む）の配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
- ・地域の幼児教育に関する課題への的確な対応のための、**外部専門職や自治体の保健、福祉部局との効果的な連携**

体制の
活用

- ・保健、福祉等の専門職を含む研修・巡回訪問の充実（**継続地域における質向上のための研修<新規>**）、域内の**幼保小接続の推進**、公開保育等の実施支援、内定者等学生支援、人材育成方針の更新・活用 等

域内全体
への波及

- ・都道府県・市町村の連携を含めた関係者間の情報共有等、域内全体における幼児教育の質向上を図るための仕組み作り



新規体制整備促進策

- ・**幼児教育推進体制未実施地域の整備促進策に関する実証研究<委託事業>**

補助要件

- ①幼児教育センターの設置 ②担当部局一元化（P T等での対応可） ③小学校指導担当課との連携体制確保

補助対象

都道府県、市町村

単価・個所数
・補助率

(補助) 7～9百万円程度(1/2)×83団体
(委託) 130万円程度×15団体

対象経費

- (補助) ・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費(人件費等)
・専門職との連携に必要な経費(謝金等)
・研修・巡回訪問等に必要な経費(謝金、旅費等)
- (委託) ・検討会議運営経費(会議費等)
・**先進地視察に係る経費(旅費)<新規>**
・幼児教育アドバイザー試行配置経費(謝金等)

教育支援体制整備事業費交付金

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

26億円+事項要求
13億円)



文部科学省

※令和3年度補正予算額

73億円

背景・課題

認定こども園の設置を支援するとともに、**幼児を健やかに育むために必要な環境整備を推進**する。

事業内容

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- (1) 子供の学びに必要な不可欠な遊具・運動用具等の整備費用
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、保健衛生用品の購入など、感染症対策の徹底に必要な経費



2 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員を対象とした研修を支援

3 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

認定こども園等に移行する準備に必要な経費を支援



4 ICT環境整備の支援

教職員の業務負担軽減のためのICT化を促進するとともに、ICTの活用による教育の質の向上に必要な費用を支援



対象
校種
・
想定
人材

- 1 幼稚園、幼稚園型認定こども園、
幼保連携型認定こども園
- 2 幼稚園・認定こども園・保育所の教職員等
- 3 学校法人
- 4 幼稚園、幼稚園型認定こども園

補助対象
経費

- 1 物品等の購入費等
- 2 研修参加費
- 3 事務職員雇用費等
- 4 端末・情報システム導入費等

実施
主体

都道府県

補助
割合

- 1 ~ 3 国 1/2
- 4 国 3/4

私立幼稚園施設整備費補助金

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

21億円+事項要求
5億円



※令和3年度補正予算額

13億円

緊急の課題となっている耐震化のための園舎、外壁や天井等の非構造部材の**耐震対策**、防犯対策、アスベスト対策、付帯設備のエコ改修等に要する経費の一部を補助。特に、**預かり保育**などコロナ禍においても子供を安心して育てることができる**環境整備**や、**感染症予防の観点からの衛生環境の改善**を促進する。

- | | | | |
|---|-------------|-----|------------------------------------------------------------|
| 1 | 耐震補強工事 | ... | 耐震補強、非構造部材の耐震対策、 耐震診断 、防災機能強化 |
| 2 | 防犯対策工事 | ... | 門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事 |
| 3 | 新築・増築・改築等事業 | ... | 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築 |
| 4 | アスベスト等対策工事 | ... | 吹き付けアスベストの除去等 |
| 5 | 屋外教育環境整備 | ... | アスレチック遊具、屋外ステージ、 防音壁 等の整備 |
| 6 | エコ改修事業 | ... | 太陽光発電の設置、省エネ型設備等の設置・改修 |
| 7 | 内部改修工事 | ... | 預かり保育、分散保育、衛生環境の改善のための園舎の改修
(間仕切り設置、トイレの乾式化、空き教室の空調整備等) |
| 8 | バリアフリー化工事 | ... | スロープの設置、障害者用トイレのバリアフリー化等 |



対象校種	私立の幼稚園
------	--------

補助割合	国 1 / 3、事業者 2 / 3 ※地震による倒壊等の危険性が高い施設の 耐震改築 ・補強 国 1 / 2、事業者 1 / 2
------	--------------------------------------------------------------------------------------

実施主体	事業者（学校設置者）
------	------------

補助対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等
--------	------------------

7. 教育相談体制等の充実によるいじめ、不登校対策等の推進

(前年度予算額	8,063 百万円)
令和5年度要求・要望額	10,607 百万円
[参考：復興特別会計	1,572 百万円]

1. 要 旨

本年6月、こども基本法が成立したことを受け、政府全体として「こどもまんなか社会」の実現を目指しているところであり、こどもへの投資は最重要の柱である。今後設置されるこども家庭庁においては、こどもの権利利益の擁護等の観点から、地域におけるいじめ相談体制整備の推進や、こどもの居場所づくりの推進などに取り組むこととしており、こうしたこども家庭庁の取組と連携しながら、様々な悩みや不安を抱える児童生徒に対する切れ目ない包括的支援の充実に努める必要がある。

「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、不登校特例校の設置促進を図るとともに、重大ないじめや不登校、自殺、虐待、ヤングケアラーの早期対応等に向けた相談体制の整備を推進する。

「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「第3期教育振興基本計画」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実を図る。

平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保の推進のため、不登校特例校の設置促進を含め、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の整備を推進するとともに、夜間中学の設置促進等を図る。

2. 内 容

◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 10,532 百万円 (7,978 百万円)

(1) 専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

10,418 百万円 (7,902 百万円)

① スクールカウンセラーの配置充実〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・ スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置 (27,500 校)
- ・ いじめ・不登校対策のための重点配置 (3,200 校)
- ・ 貧困対策のための重点配置 (2,300 校)
- ・ 虐待対策のための重点配置 (2,000 校)
- ・ 教育支援センターの機能強化 (250 箇所)
- ・ 自殺予防教育実施の支援

- ・スーパーバイザーの配置（150人）
- ・児童生徒支援センター(オンライン活用拠点)(300箇所)(新規) 等

②スクールソーシャルワーカーの配置充実〔補助率1／3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000中学校区）
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置（4,000校）
- ・貧困対策のための重点配置（4,900校）（ヤングケアラー支援含む）
- ・虐待対策のための重点配置（3,000校）
- ・教育支援センターの機能強化（250箇所）
- ・スーパーバイザーの配置（90人）
- ・児童生徒支援センター(オンライン活用拠点)(300箇所)(新規)
- ・データ連携に係るスクールソーシャルワーカーの活用等(150箇所)(新規) 等

③24時間子供SOSダイヤル〔補助率1／3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施。

④SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援〔補助率1／3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の整備を図る。

⑤不登校児童生徒に対する支援推進事業〔補助率1／3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市等〕

不登校特例校の設置促進等や自治体、民間団体等が行う学校以外の場における不登校児童生徒に対する支援体制の整備を推進。

⑥幅広い外部専門家を活用していじめ問題等を調整・支援する取組の推進〔補助率1／3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロールへの支援。

(2) いじめ対策・不登校支援等推進事業 75百万円(44百万円)

- ①いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
- ②スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ③電話等を有機的に活用した相談体制の在り方に関する調査研究

◀ 関連施策 ▶

○教職員定数の配置等

〔いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化
少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備〕

○道徳教育の抜本的改善・充実等

◆ 夜間中学の設置促進・充実

75 百万円 (75 百万円)

平成 28 年 12 月に成立した教育機会確保法及び第 3 期教育振興基本計画等を踏まえ、①夜間中学の新設・運営補助、②既設の夜間中学における教育活動の充実を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

(参考：復興特別会計)

◇緊急スクールカウンセラー等活用事業 1,572 百万円 (1,671 百万円)

被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。

いじめ対策・不登校児童生徒支援等の推進

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

105億円
80億円)



背景・課題

- 近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあるなど、教育委員会・学校だけでは対応できない児童生徒の課題が深刻化。
- 事案発生後の対応だけでなく、いじめ等を未然に防止し、全ての子供たちが安心して学校に通えるよう、多様な児童生徒の状況に応じ福祉部局等とも連携した支援を行うことは喫緊の課題。

目標

- こども家庭庁とも連携を図りながら、いじめの未然防止、不登校等の早期把握・早期対応や教育相談体制の整備など、困難を抱える児童生徒に対し、学校や地域において福祉部局等とも連携した広域的な支援体制の構築を社会総がかりで推進する。

文部科学省 <令和5年度概算要求>

専門家を活用した相談体制の整備・関係機関との連携強化等 10,418百万円(7,902百万円)

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究
75百万円(44百万円)【委託】

①スクールカウンセラーの配置充実

- ・全公立小中学校への配置(27,500校、週4時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**
(5,400校→7,500校(自治体のニーズに対応)、週4時間)
- ⊗児童生徒支援センターを拠点とする**オンラインカウンセリングの広域的な支援体制整備(300箇所)【新規】**
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進
- ・自殺予防教育実施の支援

②スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・全中学校区への配置(10,000中学校区、週3時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**
(6,900校→11,900校(自治体のニーズに対応)、週3時間)
- ・児童生徒支援センターを拠点とする**オンラインを活用した広域的な支援体制整備(300箇所)【新規】**
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進
- ・**データ連携に係るSSWの活用等【新規】**

③不登校児童生徒に対する支援の推進

- ・**不登校特例校の設置促進【新規】**

④SNS等を活用した相談体制の整備推進

- ①いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
ゲーム依存等を含むスクリーニング、心身の状況変化の把握に資する1人1台端末等の活用、福祉・医療、民間団体等との連携など
- ②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ③電話等を有機的に活用した相談体制の在り方に関する調査研究

連携

こども家庭庁

困難な状況にあるこどもへの支援

- ・居場所づくり支援
- ・こどもを守るための情報・データ連携
- ・社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実
- ・アウトリーチ支援 等



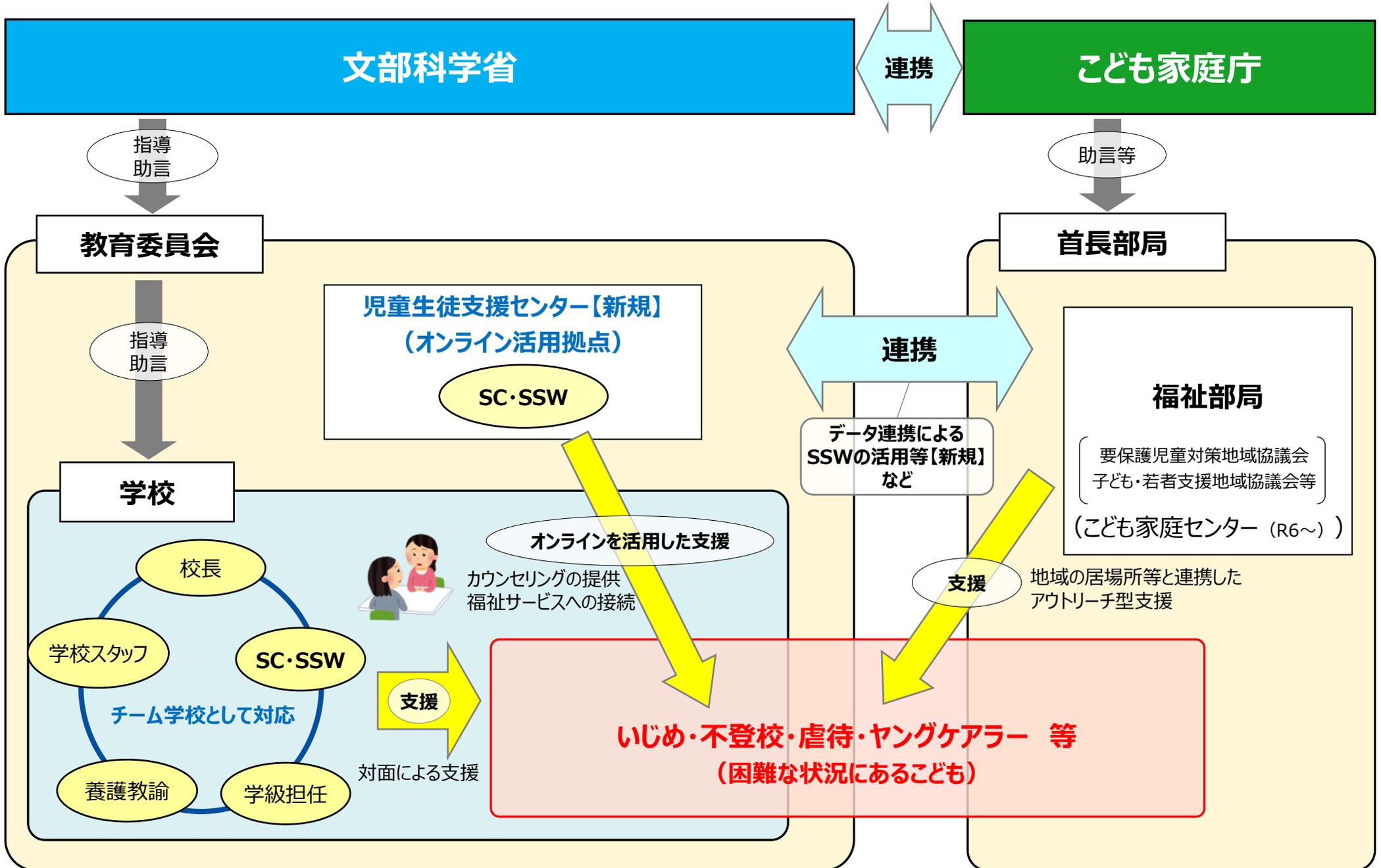
いじめ対策

- ①学校外からのアプローチの開発・実証
(地域の相談体制整備やいじめ解決の仕組みづくり)
- ②いじめ調査アドバイザーの任命・活用
(重大事態調査を立ち上げる首長部局への助言等)
- ③普及・啓発

いじめ対策・不登校児童生徒支援等の推進

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

105億円
80億円)



いじめ防止対策関係予算（こども家庭庁・文部科学省）

令和5年度要求・要望額105億円の内数+事項要求
(前年度予算額 80億円の内数)

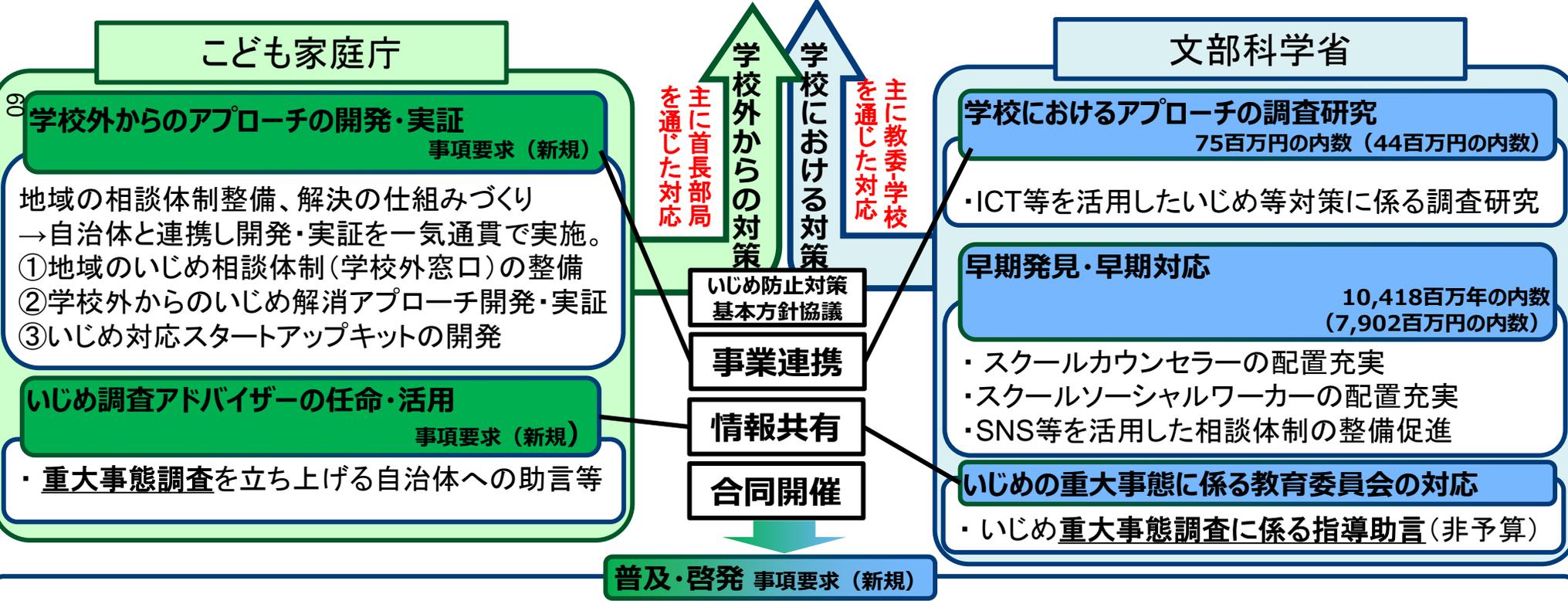
文部科学省は教育委員会-学校を通じた対策の充実を図り、こども家庭庁は新たに学校外からの対策を講じ、社会全体でのいじめ防止対策を一体的に推進。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(令和3年12月21日閣議決定)の考え方

文部科学省：いじめ防止対策推進法等に基づき、教育委員会を含む学校設置者、地方自治体が行う取組に対して必要な指導・助言や調査等を行う。

こども家庭庁：いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等を推進
・重大ないじめ事案に係る調査における第三者性の確保(文部科学省と連携)

「こどもまんなか」の発想で社会総がかりのいじめ防止対策を推進



・「いじめ撲滅ポータル」の創設や、「全国いじめ問題子供サミット」の開催等

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

による教育相談体制の充実

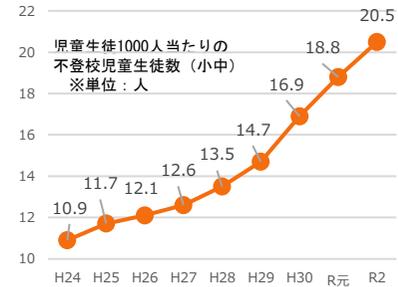
令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

101億円
77億円)



文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」等を踏まえ、**重大ないじめ・自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等**に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和5年度概算要求：7,118百万円(前年度予算額：5,581百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事 (学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置 (27,500校)
- ✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度

基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算

⇒重点配置の活用により、**週1回8時間(終日)以上の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**3,200校** (←2,000校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置：**2,000校** (←1,500校)
- **貧困対策**のための重点配置：**2,300校** (←1,900校)

- **スーパーバイザー**の配置：**150人** (←90人)

上記のほか、**自殺予防教育実施の支援**を含む

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和5年度概算要求：2,939百万円(前年度予算額：2,132百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事 (学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置 (10,000中学校区)
- ✓ 配置時間：週1回3時間

基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算

⇒重点配置の活用により、**週2回や週3回の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**4,000校** (←2,000校)
※不登校特例校・夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置：**3,000校** (←2,000校)
- **貧困対策**のための重点配置：**4,900校** (←2,900校)
※**ヤングケアラー支援のための配置を含む**

- **スーパーバイザー**の配置：**90人**

上記のほか、**データ連携に係るSSWの活用等(150箇所)**を含む

児童生徒支援センター
(オンライン活用拠点)

- **オンラインカウンセリング**活用のための配置：**300箇所** (新規)

- **オンラインを活用した支援**のための配置：**300箇所** (新規)

SNS等を活用した相談事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

71億円の内数
56億円の内数)



文部科学省

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

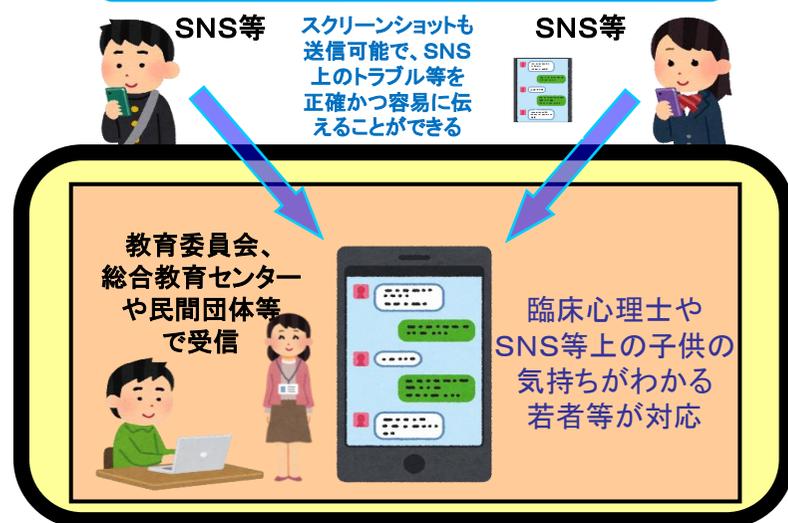
(参考)

コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和4年度版情報通信白書 (総務省))

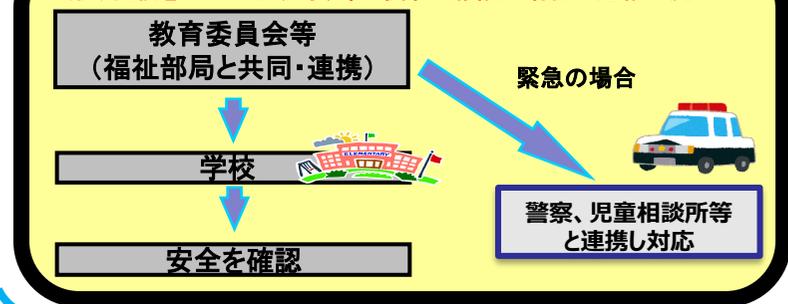
[平日1日] (令和3年度)

10代：携帯電話 8.4分、固定電話 0.0分、ネット通話 5.3分、ソーシャルメディア 64.4分、メール利用 19.6分

【イメージ】SNS等を活用した相談



(例) 自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



<事業概要>

SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助事業)

(事業内容)

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

対象校種

小学校・中学校・高等学校等

実施主体
委託先

都道府県・指定都市

対象経費

報酬、期末手当等

補助割合

国：1 / 3 都道府県・指定都市：2 / 3

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

3.6億円
1.9億円)



- 【背景】 ○ 不登校児童生徒数は8年連続増加（令和2年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約19万6千人）
○ 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

事業概要

《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

◆不登校児童生徒支援協議会等の設置

教育委員会やフリースクール等の民間団体を含めた関係機関との連携により、関係機関が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う協議会等を設置。



◆関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置

不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、

支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

《学校内外における多様な不登校児童生徒の支援の推進》

◆校内教育支援センターの整備促進

不登校の早期段階において、教室とは別の場所を活用し、個別の学習支援や相談支援を実施するための校内教育支援センターの整備に係る経費を措置。

◆教職員研修会や保護者学習会等の実施

不登校児童生徒への多様で適切な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施。

◆教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化

✓ アウトリーチ型支援等の実施

教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、きめ細かな支援が行き届くように家庭訪問や多様な場を活用した相談を行ったり、学習支援等を行う支援員、保護者や教職員への助言を行う人材を配置する広域的な支援体制を整備。

✓ 教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

《不登校特例校の設置促進・充実》

◆不登校特例校の設置準備・運営支援に関する支援（10自治体）

不登校特例校の設置検討や準備に係る協議会等の設置、地域住民等を含めたニーズ調査の実施、不登校特例校運営経験者等のスーパーバイザーの雇用、効果的な広報活動等特例校の設置推進に関する経費を措置。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

(関連施策)

■スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業

令和5年度概算要求 101億円

- 事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県・指定都市（SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助）
- 補助率 1/3

支援スタッフの配置

(関連施策)

■学力向上を目的とした学校教育活動支援

令和5年度概算要求 50億円の内数

- 事業内容
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県・指定都市（市区町村は間接補助）
- 補助率 1/3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援

(関連施策)

■教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）

令和5年度概算要求 25億円の内数

- 事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
- 補助事業者 都道府県
- 補助率 1/2

実施主体	都道府県、政令指定都市 等
補助割合	国 1/3 都道府県・政令指定都市 等 2/3
補助対象経費	謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等



背景・課題

- ・不登校児童生徒は8年連続増加（令和2年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約19万6千人）しており、憂慮すべき状況。
- ・平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）の整備等が求められている。
- ・令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」においても「不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進」を初めて明記。
- ・都道府県等による広域を対象とした不登校特例校（分教室型含む）や夜間中学との連携等を通じた特色のある不登校特例校の設置促進を図るため、自治体に対して、設置準備に係る支援が必要。

事業内容

① 不登校特例校の設置準備・運営支援に関する支援（10自治体） 72百万円

- 不登校特例校の設置検討や準備に係る協議会等の設置、地域住民等を含めたニーズ調査の実施等設置準備に関する経費を措置。
- 不登校特例校やフリースクール運営経験者等のスーパーバイザーの雇用等開設後の円滑な運営に関する経費を措置。
- 教育機会確保法の趣旨や特色ある不登校特例校の設置に向けた住民説明会等設置準備及び開設後の広報活動に関する経費を措置。

② 不登校特例校の教育の充実に関する調査（10箇所） 25百万円

- 不登校児童生徒の実情に応じた教育課程及び教育活動の工夫や学校運営上の取組、地域との連携等、不登校特例校の教育の充実に関する調査研究を実施。
- ICT等を活用した教育活動の効果やカリキュラムの開発
- 自宅における学習活動の把握方法と評価への反映の在り方
- 不登校児童生徒の社会的自立を目指した地域との連携の在り方
- 不登校特例校と夜間中学を併設する場合、連携する場合の在り方 等

実施主体	都道府県、政令指定都市、市町村
補助率	国 1/3 都道府県・政令指定都市等 2/3
補助対象経費	諸謝金（報償費含む）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会費費、雑役務費、備品日、保険料、委託費
委託先	不登校特例校を設置する都道府県、政令指定都市、市町村、学校法人
委託対象経費	諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設整備費国庫補助、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教員配置（義務教育費国庫負担金）
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業（公立）、私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）（私立）
- ▶ 学力向上を目的とした学校教育活動支援（学習指導員等の配置）
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

夜間中学の設置促進・充実

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

0.8億円
0.8億円)



文部科学省

背景

全国には義務教育未修了者が少なくとも約9.4万人、最終卒業学校が小学校の者が約80.4万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加（令和2年度は約20万人）。さらに、出入国管理法の改正により、外国人の数が増加。

⇒義務教育を実質的に受ける機会がなかった方にとって、夜間中学がますます重要な役割を果たす。

(参考：夜間中学の設置状況)

令和2年度に1校、令和3年度に2校、令和4年度に4校新設され、令和4年4月時点で、全国15都道府県34市区に40校。そのうち2校は、不登校特例校を併設。

目的・目標

教育機会確保法等（※1）に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、以下を進める。

（※1）平成28年12月に「教育機会確保法」が成立。「第3期教育振興基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等で全都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学設置を目指すこととしている。

- ・ 都道府県、指定都市等における夜間中学の設置促進
- ・ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用
- ・ 多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実

夜間中学のさらなる設置促進

① 夜間中学新設準備・運営支援（補助事業等） 62百万円

◆ 新設準備・運営支援

夜間中学新設準備に伴う協議会等の設置、コーディネーターの雇用、ニーズ調査実施、広報活動などの設置に向けた準備に係る経費及び開設後の円滑な運営に係る経費について、最大5年間措置。

◆ 広報活動

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。（文部科学省直接執行予算）

補助
割合

新設準備2年間：1 / 3 ※上限400万円
開設後3年間：1 / 3 ※上限250万円

補助
対象経費

諸謝金（報償費を含む。）、報酬、旅費、消耗品費、印刷製本費、図書購入費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、備品費、保険料、委託費

夜間中学の教育活動の充実

② 夜間中学における教育活動充実（委託事業） 13百万円

夜間中学における多様な生徒の実態等に応じて教育活動を充実していくために必要な環境整備等の在り方を検証。

- ✓ ICTの活用等を含めた高齢者や外国人向けのカリキュラム開発
- ✓ 不登校経験者支援のための相談体制の整備
- ✓ 他市町村の夜間中学や域内の昼間の中学校、近隣の定時制高校との連携
- ✓ 効果的な学校行事や校外活動等の在り方
- ✓ 教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用 など

委託先

夜間中学を有する都道府県、政令指定都市、市町村

委託
対象経費

人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費（図書購入費を含む。）、会議費、通信運搬費、雑役務費（印刷製本費を含む。）、消費税相当額、一般管理費、再委託費

【関連施策】

- ▶ 不登校特例校の設置促進及び教育活動の充実
- ▶ 公立学校施設整備費国庫補助
- ▶ 学びや生活に関する課題への対応のための教員配置
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業
- ▶ 日本語の指導を含むきめ細かな指導の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
- ▶ 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
- ▶ 外国人の子供の就学促進事業
- ▶ 多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）

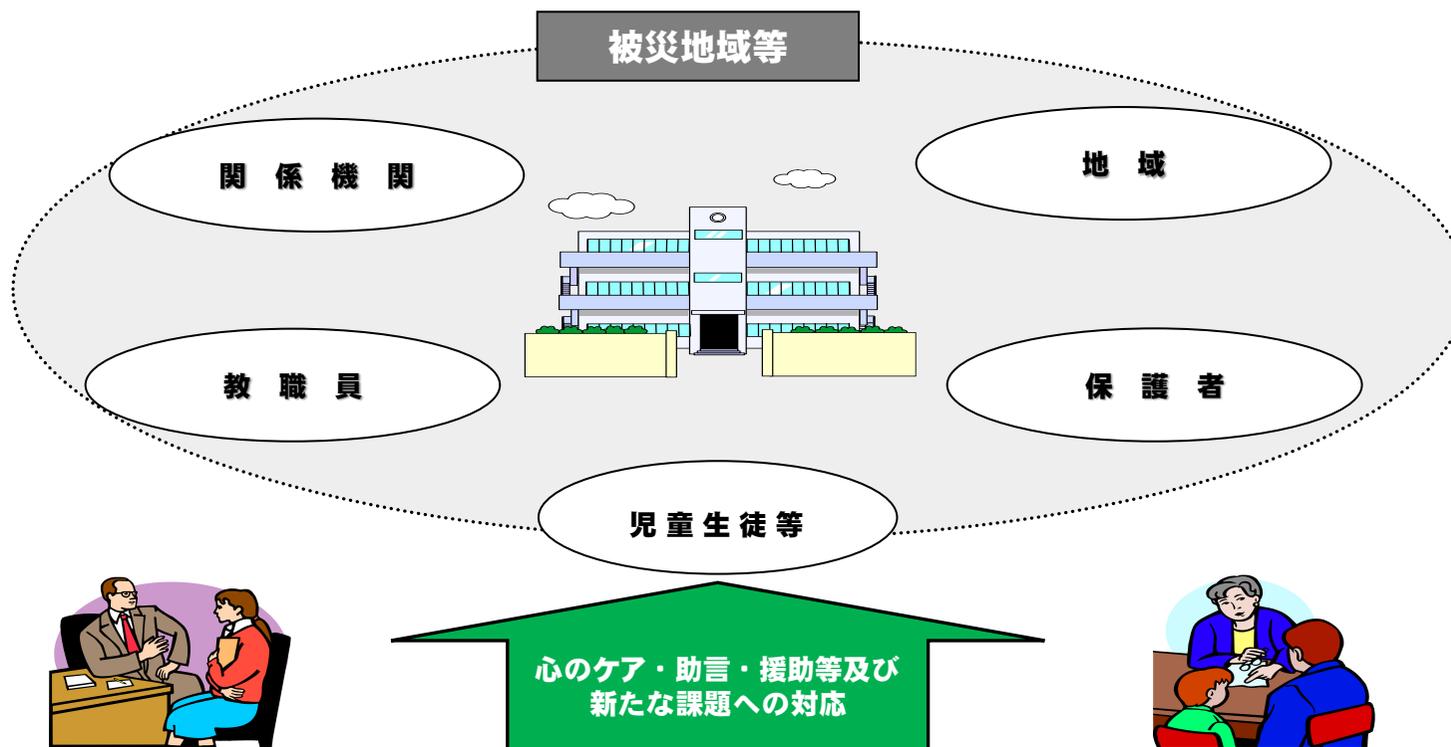
緊急スクールカウンセラー等活用事業

令和5年度要求・要望額 15.7億円
 (前年度予算額 16.7億円)



○ 被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。

※ 平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した児童生徒等の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



・スクールカウンセラーの配置

公認心理師、臨床心理士、精神科医 等

・スクールソーシャルワーカーの配置

社会福祉士、精神保健福祉士 等

・心のケアに資するための支援活動事業

対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	被災自治体
補助対象経費	報酬、期末手当等	補助割合	国 10 / 10